

令和5年度

行政監査報告書

帯広市監査委員

帯 監 査 第 154 号

令和 6 年 3 月 26 日

帯 広 市 長	米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長	横 山 明 美 様
帯 広 市 教 育 委 員 会 教 育 長	広 瀬 容 孝 様
帯 広 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	来 海 有 起 様
帯 広 市 農 業 委 員 会 会 長	吉 田 利 彦 様

帯 広 市 監 査 委 員 川 端 洋 之

帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利

帯 広 市 監 査 委 員 大 竹 口 武 光

行政監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により実施した令和 5 年度行政監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

行政監査報告書

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

歳入歳出外現金の取り扱いについて

2 監査の実施期間

令和5年10月11日から令和6年3月21日まで

3 監査の目的

歳入歳出外現金（以下「歳計外現金」という。）は、普通地方公共団体の所有に属しない現金とされているが、その出納及び保管は、地方自治法施行令第168条の7第3項の規定により、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金である歳計現金の例により行わなければならないとされている。

このように、歳計現金と同様の取り扱いが求められる歳計外現金について、本市の実態を把握し、関係する事務処理が適正に行われているかについて監査し、今後の適正な事務の執行に資することを目的とした。

4 監査の着眼点

- (1) 歳計外現金として取り扱うことに法令の根拠はあるか
- (2) 受け入れ及び払い出しの事務は適正に行われているか
- (3) 残高の内容に不明なものがないか
- (4) 長期間滞留している金額がないか

5 監査の対象及び方法

(1) 対象

帯広市会計規則第105条に規定される歳計外現金のうち、令和4年度中に受け払い又は残高が生じた歳計外現金を所管する部局（以下「所管部局」という。）

(2) 方法

所管部局に対し、当該歳計外現金に関する調書の提出を求め、当該調書に基づき、監査対象を抽出した上で、関係書類等を調査し、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第2 監査の対象事務の状況

1 歳計外現金の所管部局及び根拠法令について

令和4年度中に受け払い又は残高が生じた歳計外現金の所管部局及び取り扱いの根拠となる法律又は政令（以下「根拠法令」という。）については、表1のとおりである。

表1 歳計外現金の所管部局及び根拠法令

款	項	所管部局			根拠法令
保証金	契約保証金	総務部	総務室	総務課	地方自治法施行令第167条の16第1項
				契約管財課	
			危機対策室	消防課	
		市民福祉部	地域福祉室	地域福祉課	
				市民活動課	
		経済部	経済室	経済企画課	
			観光交流室	観光交流課	
都市環境部	環境室	環境課			
学校教育部	学校教育室	南商業高等学校			
保管金	源泉徴収所得税	総務部	組織人事室	人事課	所得税法第183条第1項
保管金	共済組合(保険料)・負担金	総務部	組織人事室	人事課	地方公務員等共済組合法第115条
保管金	共済組合貸付金償還金	総務部	組織人事室	人事課	地方公務員等共済組合法第115条

款	項	所管部局			根拠法令
保管金	健康保険料	総務部	組織人事室	人事課	健康保険法第167条 第1項及び第2項
保管金	厚生年金保険料	総務部	組織人事室	人事課	厚生年金保険法第84 条第1項及び第2項
保管金	雇用保険料	総務部	組織人事室	人事課	労働保険の保険料の 徴収等に関する法律 第32条第1項
保管金	家畜伝染病予防 手数料	農政部	農政室	農政課	地方自治法第153条 第2項
保管金	日本スポーツ振 興センター給付 金(小中学校)	学校教育部	学校教育室	学校教育課	独立行政法人日本ス ポーツ振興センター 法施行令第4条
保管金	日本スポーツ振 興センター給付 金(高等学校)	学校教育部	学校教育室	南商業高等学校	独立行政法人日本ス ポーツ振興センター 法施行令第4条
保管金	日本スポーツ振 興センター給付 金(保育所)	市民福祉部	こども福祉 室	こども課	独立行政法人日本ス ポーツ振興センター 法施行令附則第5条 第3項
保管金	個人番号カード 発行手数料	総務部	総務室	戸籍住民課	行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第18条 の2第3項

款	項	所管部局			根拠法令
保管金	電子証明書発行手数料	総務部	総務室	戸籍住民課	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第3項
保管金	差押等換価代金(市税等)	政策推進部	税務室	収納課	地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第67条第1項
保管金	差押等換価代金(公営住宅使用料等)	都市環境部	都市建築室	住宅営繕課	民事執行法第155条第1項
保管金	災害補償基金負担金	総務部	組織人事室	人事課	地方公務員災害補償法第50条
保管金	その他	総務部	総務室	総務課	地方公務員法第25条第2項 地方自治法施行令第168条の7第1項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第7条
				契約管財課	
			組織人事室	人事課	
		市民福祉部	福祉支援室	障害福祉課	
		経済部	経済室	経済企画課	
学校教育部	学校教育室	南商業高等学校			
公売代金	差押物件公売代金	政策推進部	税務室	収納課	地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第100条第1項及び第115条第3項

2 歳計外現金の取扱件数及び受払状況について

所管部局が令和4年度中に取り扱った歳計外現金の件数及び受け払いの状況については、表2のとおりである。

表2 歳計外現金の取扱件数及び受払状況

(単位：円)

款	項	件数	令和3年度末残高	受入金額	払出金額	令和4年度末残高
保証金	契約保証金	20	12,131,854	4,594,869	5,206,811	11,519,912
保管金	源泉徴収所得税	1,065	18,486,871	354,615,874	354,991,145	18,111,600
保管金	共済組合(保険料)・負担金	279	0	1,330,705,153	1,330,695,572	9,581
保管金	共済組合貸付金償還金	54	0	20,022,526	20,022,526	0
保管金	健康保険料	38	4,266,063	39,312,354	43,306,749	271,668
保管金	厚生年金保険料	75	6,176,543	118,350,849	118,447,567	6,079,825
保管金	雇用保険料	67	367,431	6,736,187	6,484,746	618,872
保管金	家畜伝染病予防手数料	27	0	859,880	859,880	0
保管金	日本スポーツ振興センター給付金(小中学校)	15	273,605	8,630,941	7,716,112	1,188,434
保管金	日本スポーツ振興センター給付金(高等学校)	13	131,040	1,582,979	1,272,931	441,088
保管金	日本スポーツ振興センター給付金(保育所)	10	2,448	90,318	76,446	16,320
保管金	個人番号カード発行手数料	311	129,600	427,200	130,400	426,400
保管金	電子証明書発行手数料	223	46,800	106,800	47,000	106,600
保管金	差押等換価代金(市税等)	1,605	1,987,395	124,626,988	123,010,978	3,603,405
保管金	差押等換価代金(公営住宅使用料等)	4	0	78,171	78,171	0
保管金	災害補償基金負担金	8	0	11,050,498	11,050,498	0
保管金	その他	118	2,614,521	292,263,324	292,740,651	2,137,194
公売代金	差押物件公売代金	1	0	141,000	141,000	0
合計		3,933	46,614,171	2,314,195,911	2,316,279,183	44,530,899

第3 監査の結果

監査は、所管部局が令和4年度中に取り扱った歳計外現金のうち、保証金について5件、保管金について33件、公売代金について1件を抽出して行った。着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

- 1 歳計外現金として取り扱うことに法令の根拠はあるか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- 2 受け入れ及び払い出しの事務は適正に行われているか
 - (1) 財産の差し押さえによる換価代金を還付した際、国税徴収法の規定による配当計算書を作成していなかった。

【政策推進部 税務室 収納課】
 - (2) 歳計外現金を払い出した際、保管していた科目と異なる科目から払い出していた。

【総務部 総務室 戸籍住民課】
- 3 残高の内容に不明なものがないか
本報告書に特記すべき事項はなかった。
- 4 長期間滞留している金額がないか
本報告書に特記すべき事項はなかった。

第4 監査の結果に関する意見

歳計外現金の取り扱いについて監査した結果、おおむね適正に執行されていることが認められました。

しかしながら、歳計外現金の受け入れ及び払い出しの事務の一部に不適切な取り扱いが見受けられました。

歳計外現金は、市の所属に属さない、法令の規定により市が一時的に預かる現金であり、その出納及び保管は、地方自治法施行令第168条の7第3項において、歳計現金の例により行わなければならないと規定されていることから、事務処理に当たっては、市の歳入歳出に属する歳計現金と同様に厳格な取り扱いや保管を行うという認識が必要であると考えます。

今後においては、監査の結果を踏まえ、歳計外現金の取り扱いについて、適正な事務処理が執行されますことを期待いたします。